

○ 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 省エネルギー化推進型</u></p> <p><u>(1) 省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、次の各号のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。</u></p> <p><u>ア 一般型又は特別型の対象施設</u></p> <p><u>イ 直近12か月の施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設</u></p> <p><u>(2) 事業実施期間は令和4年度限りとする。</u></p> <p>第3 事業実施主体</p> <p><u>1 一般型</u> <u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u></p> <p><u>2 特別型</u> <u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u></p> <p><u>3 省エネルギー化推進型</u> <u>事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区等とする。</u></p> <p>第4 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p><u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u></p> <p>第4 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p><b>第5 省エネルギー化推進計画</b>  <u>省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあつては事業実施主体と施設管理者とが施設の省エネルギー化の方策を協議するものとする。</u></p> <p><b>第6 事業の申請</b></p> <p>1 一般型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、一般型を実施しようとする<u>市町村長</u>から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が<u>当該事業</u>を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする<u>市町村長</u>から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が<u>当該事業</u>を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和4年度に限り、令和4年10月末日）までに、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><b>3 省エネルギー化推進型</b>  <u>(1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村又は土地改良区等にあつては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。</u>  <u>(2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村長</u></p>	<p>(新設)</p> <p><b>第5 事業の申請</b></p> <p>1 一般型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、一般型を実施しようとする<u>市町村の長</u>から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が<u>事業</u>を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 特別型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする<u>市町村の長</u>から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が<u>事業</u>を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和4年度に限り、令和4年10月末日）までに、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>若しくは土地改良区等から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。</u></p> <p><u>第7</u> 事業の採択</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方農政局長等は、<u>第6</u>の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に採択通知書を交付するものとする。</li> <li>2 市町村<u>又は土地改良区等</u>の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した<u>市町村長又は土地改良区等</u>へ採択の決定を通知するものとする。</li> </ol> <p><u>第8</u> 計画の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1・2 (略)</li> <li>3 <u>省エネルギー化推進型</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第5の手続に準じて変更を行うものとする。</u></li> <li>(2) <u>省エネ計画の変更を行った市町村又は土地改良区等にあつては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。</u></li> <li>(3) <u>都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長若しくは土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。</u></li> </ol> </li> </ol> <p><u>第9</u> 補 助</p> <p>国は、別表1に掲げる一般型の事業費、<u>別表2</u>に掲げる特別型の事業費<u>及び別表3に掲げる省エネルギー化推進型の事業費</u>について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。</p>	<p><u>第6</u> 事業の採択</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方農政局長等は、<u>第5</u>の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に採択通知書を交付するものとする。</li> <li>2 市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した<u>市町村の長</u>へ採択の決定を通知するものとする。</li> </ol> <p><u>第7</u> 計画の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1・2 (略)</li> <li>(新設)</li> </ol> <p><u>第8</u> 補 助</p> <p>国は、別表1に掲げる一般型の事業費<u>及び別表2</u>に掲げる特別型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第10 報 告</u></p> <p><u>1 市町村又は土地改良区等は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>2 都道府県知事は、1の規定により市町村長若しくは土地改良区等から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。</u></p> <p><u>第11 (略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>第9 (略)</u></p>

附 則

- この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

改正後

現行

別表1

一般型の事業費

ア 多面的機能の発揮に対応した費用

管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とする費用。

イ・ウ (略)

別表2 (略)

別表3

省エネルギー化推進型の事業費

ア 省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用

省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用

イ 農業水利施設の管理に要する費用

省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用

別表1

一般型の事業費

ア 多面的機能の発揮に対応した費用

管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用 （操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。） に1.6分の0.6を乗じて得た額を上限とする費用。

イ・ウ (略)

別表2 (略)

(新設)